

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の用途について

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税が1.7%から2.2%に改められました。この地方消費税のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

令和5年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分は5億9,394万2千円でした。令和5年度の用途については下記のとおりです。

(単位:千円)

事業名称等	令和5年度決算額	一般財源額	充当交付金額
福祉医療事業	346,481	80,954	38,533
障がい福祉サービス事業	1,644,499	441,372	210,089
在宅介護用品助成事業	26,221	16,211	7,716
放課後児童健全育成事業	152,613	61,984	29,504
特定教育施設・保育施設入所事務	890,747	149,607	71,212
私立保育園等運営事業補助	103,823	83,380	39,688
公立保育園運営事業	362,091	259,230	123,391
予防接種事業	119,196	115,593	55,021
がん検診事業	30,753	26,773	12,744
私立幼稚園等運営事業補助	12,697	12,697	6,044
その他社会保障関係事業	6,699,610	4,197,946	0
計	10,388,731	5,445,747	593,942

※地方消費税(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分している。